

大阪市中心卸売市場前港周辺エリア水辺活性化協議会規約

(名称)

第 1 条 本会は、大阪市中心卸売市場前港周辺エリア水辺活性化協議会（以下、「協議会」という。）と称する。

(目的)

第 2 条 福島区全体の活性化を図るため、特に、大阪市中心卸売市場前港周辺エリア（以下、「周辺エリア」という。）における河川区域を活用し、当該エリアの特性を活かしたサービスや魅力を最大限提供した都市空間を創造することを目的とする。

(所掌事務)

第 3 条 協議会は、次の事務を所掌する。

- (1) 周辺エリアにおける地域活性化に関すること
- (2) 周辺エリア等における河川空間活用実現のための地域合意に向けた協議、調整に関すること
- (3) 周辺エリア等における河川空間活用の事業評価に関すること

(組織)

第 4 条 協議会は、別表に掲げる職にあるものを委員長及び委員として任命し組織する。

- 2 委員長は、協議会の運営にかかる総合調整を行う。
- 3 委員長は、協議会の会務を総括する。
- 4 委員長は、必要に応じ協議会の下にワーキンググループを設置することができる。
- 5 委員に欠員が生じた場合は、当該委員の所属組織における役職の後任者をもって充てる。

(会議)

第 5 条 協議会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことはできない。
- 3 協議会会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。
- 4 やむを得ない理由により協議会の会議に出席できない委員は、書面又は代理人をもって表決に加わることができる。
- 5 前項の代理人は、代理権を証する書面を協議会に提出しなければならない。
- 6 第 4 項及び第 5 項の場合における、第 3 項の適用については、会議に出席したものとみなす。
- 7 委員長は、協議会がその役目を終えたと判断した場合に、協議会の解散の発議ができる。

- 8 協議会の解散は、委員の3分の2以上の賛成がなければならない。
- 9 委員長は、緊急の必要があると認めるときは、協議会の招集を行わず、書面その他の方法により委員の意見を求めることにより、協議会の決議に代えることができる。この場合、第2項及び第3項の規定は、これを準用する。

(事務局)

- 第6条 協議会職務の遂行に必要な事務を処理するため、福島区役所に事務局を置く。
- 2 事務局の組織、運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(その他)

- 第7条 この規約に定めのない事項については、必要に応じ別途協議する。

附 則

この規約は、平成**27**年**12**月1日から施行する。